

## 2016年規定審議会クラブ関係の主な決定事項

(ただし、赤字になっている項目は、別途クラブの裁量により任意にクラブ細則で定款の例外を定めることができる)

- 16-01 クラブ理事会の議事録を60日以内に全会員に開示しなければならない。
- 16-02 クラブ会計を理事会メンバーとする。
- 16-05 CLPに基づく5つの常任委員会を有するべきである。(クラブの裁量により任意)  
(クラブ管理運営・会員増強・公共イメージ・R財団・奉仕P。必要に応じて追加可)
- 16-06 標準RC定款にロータリークラブの目的(Purposes)を新設する。
- 16-07 クラブ入会金規定を削除(クラブの裁量により任意)
- 16-10 五大奉仕部門の職業奉仕の定義に、  
「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる」を追加。
- 16-21 **クラブ例会頻度と出席に関する規定をクラブ細則で定めることができる。**  
(クラブの裁量により任意)  
**ただし、最低1ヶ月に2回は開催しなければならない。**
- 16-26 **祝日のある週は、クラブ例会の取り消しが出来る。**(クラブの裁量により任意)
- 16-30 従来型のクラブでもインターネット例会が可能。  
同時にEクラブも顔を合わす例会も可能。
- 16-82 従来型クラブとEクラブとの区別がなくなる。  
RI細則と標準RC定款からEクラブ条項を削除する
- 16-34 **出席免除規定の緩和。子供の誕生等で12カ月以上の欠席を認める。**  
(クラブの裁量により任意)
- 16-35 **出席免除規定に20年以上のロータリー歴を加える。**(クラブの裁量により任意)
- 16-36 **会員身分をクラブ独自で決定できる。**(クラブの裁量により任意)  
**正会員のサブカテゴリーに準会員、家族会員などが可能。**
- 16-38 会員身分の条件を簡潔化。  
善良で、高潔性、リーダーシップを持ち、良い評判を受け奉仕の意欲のある成人とする。その他の従来の条件はすべて削除。
- 16-40 ローターアクターとロータリー学友を正会員と認める件  
ローターアクターとロータリー学友にロータリークラブ会員となる資格を与える。  
これによって職業分類が一時的に制限を超えてもよい。  
ローターアクターは2重会員となれる。
- 16-51 移籍ロータリアンに関する規定に統一性を持たせる。  
ただし、金銭的債務の有無は削除。
- 16-96 同じ住所に住む2人のロータリアンが、ロータリーの地域雑誌を合同で購読できる。
- 16-99 人頭分担金を増額する件  
RI副会長の修正動議が可決し、毎年4ドルずつの大幅な値上げ  
17-18年度 60ドル  
18-19年度 64ドル  
19-20年度 68ドル  
(参考：15-16年度は55ドル、16-17年度は56ドル)
- 16-113 決議案について、決議審議会を毎年オンラインで開催する。これにより決議案が迅速に対応できると同時に、審議会代表議員による検討と支持を得られる。

以上